

海 津 市 水 防 計 画

海 津 市

海津市水防計画目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	用語の定義と水防責任	1
第 1 節	用語の定義	1
第 2 節	水防責任	1
第 3 章	水防組織	2
第 4 章	水防活動	8
第 1 節	予報及び警報	8
第 2 節	洪水予報及び水防警報等	9
第 3 節	堤防の巡視	21
第 4 節	水防作業	21
第 5 章	非常配備	22
第 1 節	職員の非常配備	22
第 2 節	消防団の非常配備	25
第 3 節	水防解除	25
第 6 章	水防信号及び標識	26
第 7 章	公用負担	27
第 8 章	輸 送	28
第 9 章	避難のための立退	28
第 10 章	水防顛末報告	28
第 11 章	水防訓練	31
第 12 章	重要水防箇所	31
(資 料)		
資料 1	非常用備蓄資材各倉庫別明細表	34～35
"	2 樋管・樋門および陸閘の所在地明細表	36～37
"	3 水防関係機関電話番号表	38～39
"	4 直轄河川重要水防箇所	40～43

海 津 市 水 防 計 画

第 1 章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる海津市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、揖斐川、長良川、木曽川、津屋川、大樽川、山除川、長除川、田鶴川、三切川の水防監視、警戒、通信、輸送、水防のための消防団の活動、水防に必要な器具、資材及び設備の整備および運用についての大綱を示すものである。

第 2 章 用語の定義と水防責任

第1節 用 語 の 定 義

この計画において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水 防 管 理 団 体 水防の責任を有する海津市をいう。 (法第2条第2項)
- (2) 指定水防管理団体 知事が指定した海津市をいう。 (法第4条)
- (3) 水 防 管 理 者 水防管理団体である海津市の長をいう。 (法第2条第3項)
- (4) 水 防 警 報 指定河川について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 (法第16条)
- (5) 洪 水 予 報 洪水予報指定河川について、国土交通大臣又は知事が、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるとき水位又は流量を、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する発表をいう。 (法第10条、法第11条)
- (6) 指 定 河 川 国土交通大臣が洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずる恐れのあるものとして知事が指定した河川をいう。 (法第10条第2項、法第11条第1項)

第2節 水 防 責 任

- (1) 水防管理団体（海津市）の責任
 - 区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。 (法第3条)
- (2) 気象庁長官（名古屋地方気象台又は岐阜地方気象台をいう。以下同じ）の責任
 - 気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び岐阜県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (法第10条第1項)
- (3) 国土交通大臣（木曽川上流河川事務所及び木曽川下流河川事務所）の責任
 - ①揖斐川、長良川、木曽川に洪水のおそれがあると認められるときは、名古屋地方

気象台または岐阜地方気象台と共同してその状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。(法第10条第2項)

②揖斐川、長良川、木曽川について洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発しなければならない。(法第16条第1項)

(4) 知事（水防本部長、支隊長）の責任

①洪水予報の通知を受けた場合は、県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。(法第10条第3項)

②指定した河川について、水防警報を発令しなければならない。(法第16条第1項)

③国土交通大臣の発した水防警報を受けたとき、又は、前項の水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。(法第16条第3項)

④水防の信号を定めなければならない。(法第20条)

(5) 量水標管理者の責任

量水標の水位が岐阜県水防計画に定める通報水位を超えるとときは、その水位を通報しなければならない。(法第12条第1項)

(6) 放送局、日本電信電話株式会社、その他通信、報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。(法第27条)

(7) 一般住民の義務

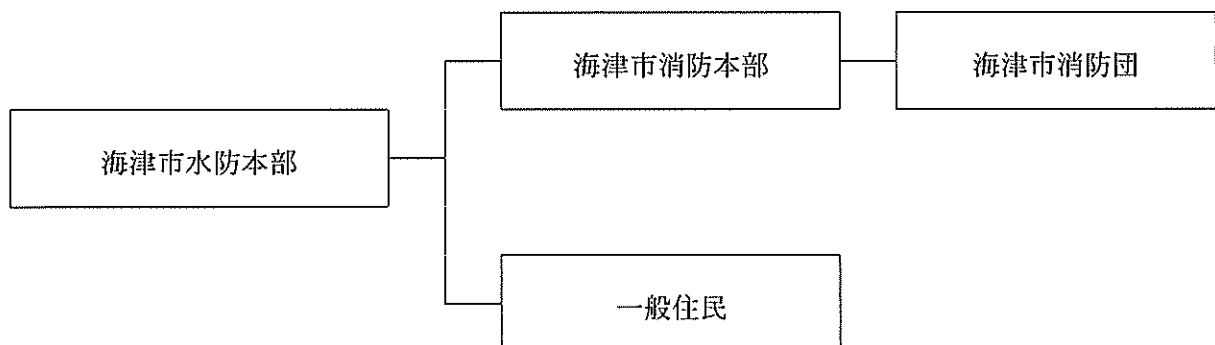
水防管理者、消防団長又は消防機関の長より出動を命じられた場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。また水防地域に居住する者は常に気象状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

(法第24条)

第 3 章 水 防 組 織

(1) 海津市役所に水防本部を置き水防全般の統轄を図る。

① 水防本部構成



②消防団編成表

海津市消防団

名 称	人 員						備 考
	団 長	副団長	分団長	副分団長	団 員	計	
本 部	1	3				4	
海西分団			1	1	3 7 3	4 0 3	
今尾東分団			1	1			
今尾西分団			1	1			
下多度分団			1	1			
城山北分団			1	1			
城山南分団			1	1			
吉里分団			1	1			
高須北分団			1	1			
高須南分団			1	1			
東江分団			1	1			
西江分団			1	1			
大江分団			1	1			
石津北分団			1	1			
石津西分団			1	1			
石津南分団			1	1			
合 計	1	3	1 5	1 5		4 0 7	

(2) 海津市消防団 4 0 7 名

- (3) 海津市の水防区域は長良川、揖斐川、大樽川、津屋川、山除川、長除川、田鶴川、三切川の堤防とし、地区ごとに分団を設けて下記のとおり分ける。

区 分	分担地区	水 防 区 域
長良川 揖斐川左岸 木曾川右岸 大樽川	今尾西地区 (今尾西分団)	海津市平田町今尾界大樽川堤塘～ 海津市平田町脇野界揖斐川堤塘まで
	今尾東地区 (今尾東分団)	海津市平田町四ツ谷界大樽川堤塘～ 海津市平田町須脇界大樽川堤塘まで
	海西地区 (海西分団)	海津市平田町幡長界長良川堤塘～ 海津市平田町岡界大樽川堤塘まで
	高須北地区 (高須北分団)	海津市海津町福岡界揖斐川堤塘～ 海津市海津町福岡・高須界揖斐川堤塘まで
	高須南地区 (高須南分団)	海津市海津町高須界揖斐川堤塘～ 海津市海津町西小島界揖斐川堤塘まで
	西江地区 (西江分団)	海津市海津町稲山界揖斐川堤塘～ 海津市海津町万寿新田界揖斐川堤塘まで
	大江地区 (大江分団)	海津市海津町金廻界揖斐川堤塘～ 海津市海津町外浜界長良川堤塘まで
	東江地区 (東江分団)	海津市海津町日原界長良川堤塘～ 海津市海津町秋江界長良川堤塘まで
	東江地区 (東江分団)	海津市海津町日原界木曾川堤塘～ 海津市海津町成戸界木曾川堤塘まで
	吉里地区 (吉里分団)	海津市海津町成戸界揖斐川堤塘～ 海津市海津町西小藪界長良川堤塘まで
揖斐川右岸 津屋川 山除川 長除川 田鶴川 三切川	下多度地区 (下多度分団)	海津市南濃町津屋・志津新田・志津
	城山北地区 (城山北分団)	海津市南濃町駒野・奥条・駒野新田・早瀬 戸田・徳田・庭田
	城山南地区 (城山南分団)	海津市南濃町羽沢・上野河戸・山崎
	石津北地区 (石津北分団)	海津市南濃町安江・太田・吉田
	石津西地区 (石津西分団)	海津市南濃町松山
	石津南地区 (石津南分団)	海津市南濃町田鶴・境

(4) 水防倉庫名並びに所在地

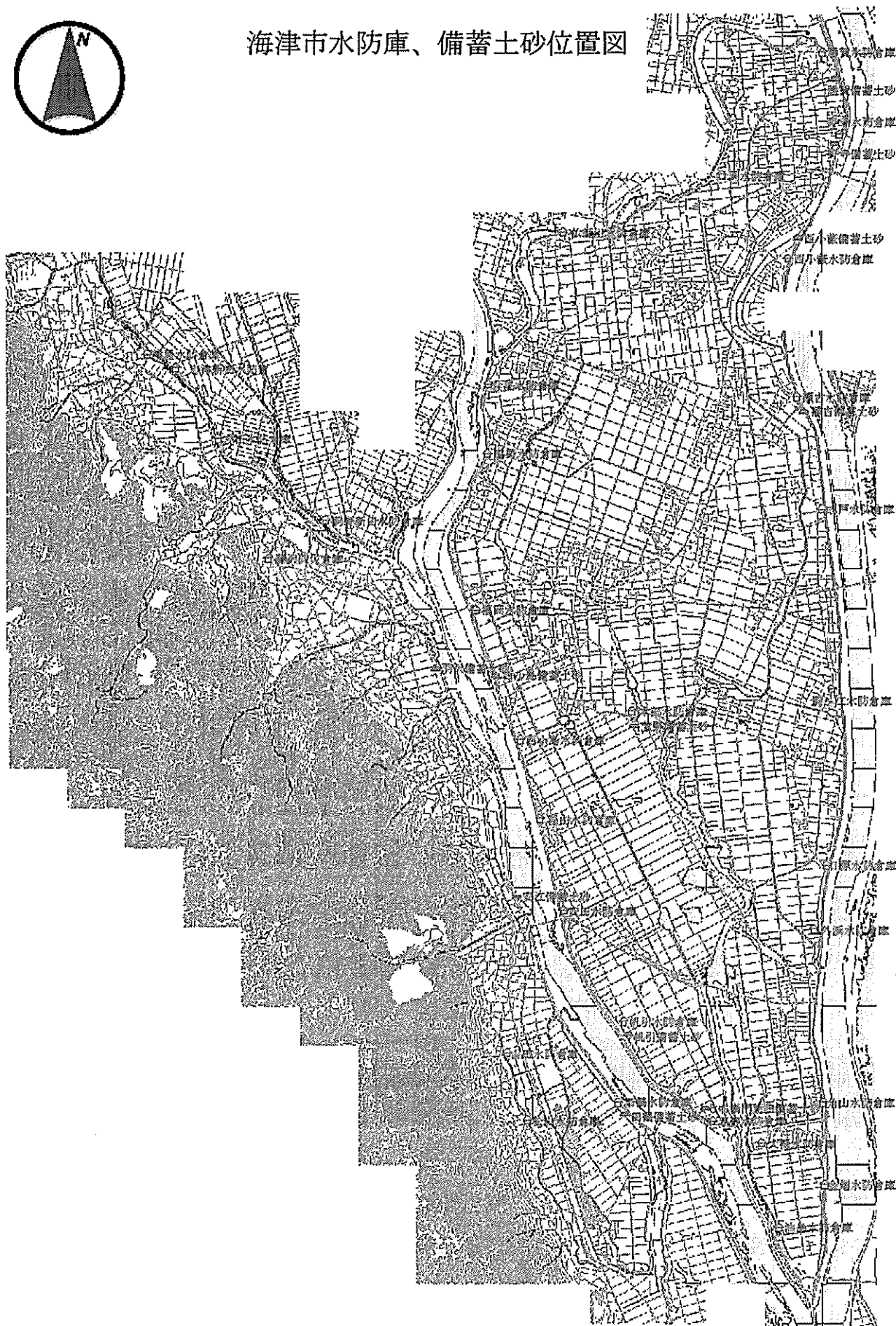
海津市消防団管轄水防倉庫

河川名	倉庫名称	所在地	構造	建築面積(m ²)	管理者
揖斐川	今尾	海津市平田町今尾	木造瓦葺 2 階建	49.59	今尾西分団長
揖斐川	脇野	海津市平田町脇野	〃	33.06	今尾西分団長
大樽川	仏師川	海津市平田町仏師川	木造瓦葺 2 階建	26.45	今尾東分団長
大樽川	仏師川	海津市平田町仏師川	鉄骨スレート平屋建	11.57	今尾東分団長
大樽川	三郷	海津市平田町三郷	〃	11.57	今尾東分団長
大樽川	岡	海津市平田町岡	木造瓦葺 2 階建	26.45	海西分団長
大樽川	須賀	海津市平田町須賀	鉄骨スレート平屋建	14.55	海西分団長
大樽川	須賀	海津市平田町岡	〃	11.57	海西分団長
大樽川	勝賀	海津市平田町勝賀	〃	12.23	海西分団長
揖斐川	福岡	海津市海津町福岡	木造瓦葺 2 階建	33.06	高須北分団長
揖斐川	西小島	海津市海津町西小島	〃	49.59	高須南分団長
揖斐川	稲山	海津市海津町稲山	〃	33.06	西江分団長
揖斐川	安田	海津市海津町安田	〃	33.06	西江分団長
揖斐川	帆引	海津市海津町帆引新田	〃	39.67	西江分団長
揖斐川	万寿	海津市海津町万寿新田	〃	49.59	西江分団長
揖斐川	大樋	海津市海津町金廻	〃	49.59	大江分団長
揖斐川	油島	海津市海津町油島	〃	26.45	大江分団長
長良川	金廻	海津市海津町金廻	〃	39.67	大江分団長
長良川	角山	海津市海津町福江	〃	49.59	大江分団長
長良川	外浜	海津市海津町外浜	鉄骨瓦葺 2 階建	33.06	大江分団長
長良川	日原	海津市海津町日原	木造瓦葺 2 階建	49.59	東江分団長
長良川	駒ヶ江	海津市海津町駒ヶ江	〃	26.45	東江分団長
長良川	成戸	海津市海津町成戸	〃	49.59	吉里分団長
長良川	瀬古	海津市海津町瀬古	〃	49.59	吉里分団長
長良川	西小藪	羽島市桑原町西小藪	〃	49.59	吉里分団長
長良川	野寺	海津市平田町野寺	〃	49.59	海西分団長
長良川	勝賀	海津市平田町勝賀	〃	49.59	海西分団長
津屋川	津屋	海津市南濃町志津	木造瓦葺 2 階建	53.04	下多度分団
津屋川	志津新田	海津市南濃町志津新田	補強瓦平屋建	28.80	下多度分団
津屋川	戸田	海津市南濃町戸田	鋼板葺平屋建	32.40	城山北分団長
津屋川	駒野新田	海津市南濃町駒野新田	木造瓦葺 2 階建	29.81	城山北分団長
山除川	吉田	海津市南濃町吉田	鉄骨平屋建	31.90	石津北分団長
山除川	松山	海津市南濃町松山	木造瓦葺平屋建	19.84	石津西分団長
揖斐川	田鶴	海津市南濃町田鶴	補強瓦平屋建	20.70	石津南分団長
特別	本部	海津市海津町萱野	鉄骨カラー鉄板葺平屋建	48.00	高須南分団長

 切り取り堤用水防庫

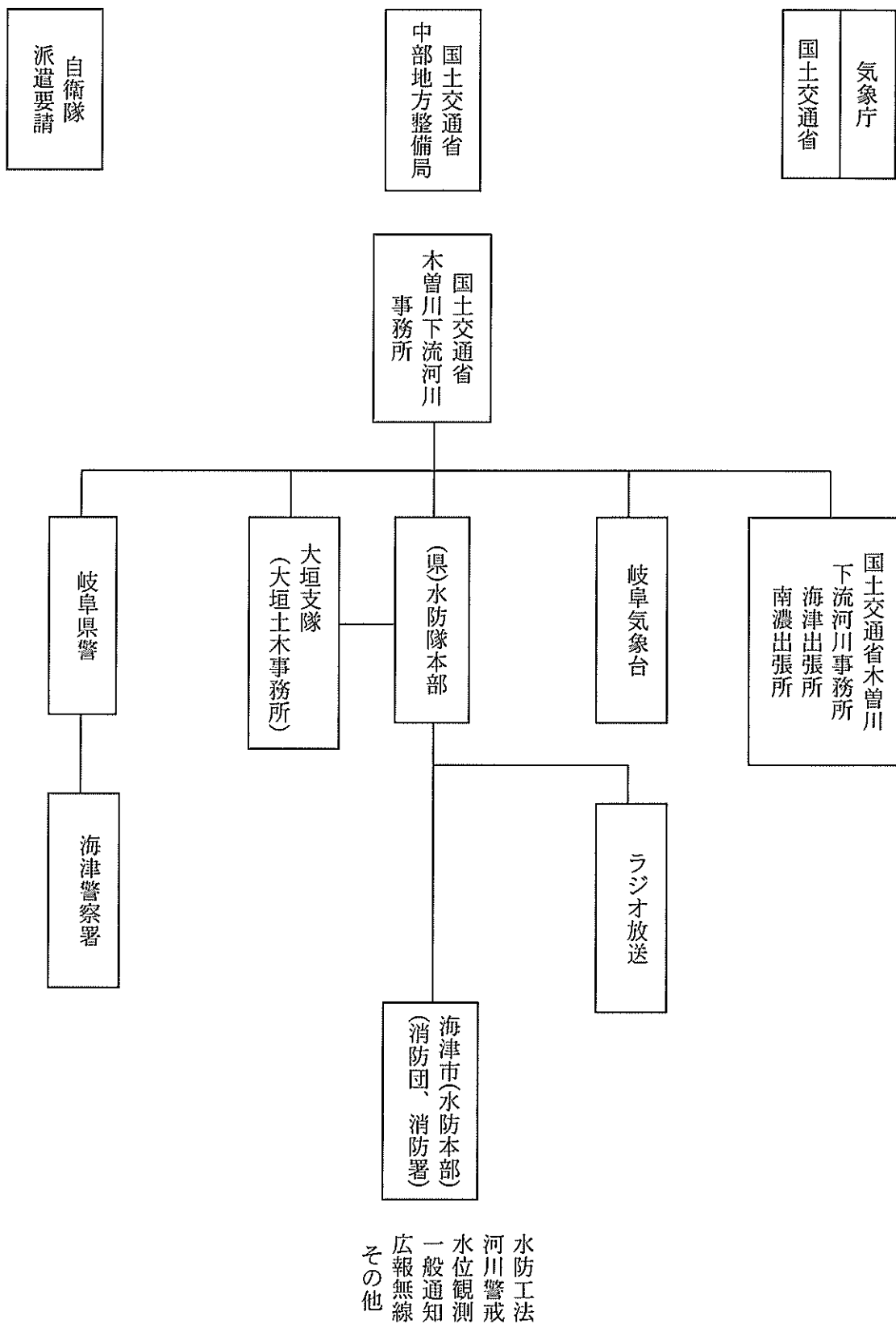
(5) 水防資器材配置表（資料 1）参照

(6) 管内樋管、樋門の所在地（資料 2）参照



(7) 県水防本部及び各関係機関との連絡については下記のとおりである。

関係機関との連絡



(8) 関係官庁、団体その他電話番号表（資料 3）参照

(9) 非常用土のう土砂採取地（別添資料位置図）参照

備蓄場所

海津市海津町萱野地内	土砂	1, 0 0 0 m ³
海津市海津町西小島地先	土砂	6 3 0 m ³
海津市海津町七右衛門新田地内	土砂	2 0 0 m ³
海津市海津町瀬古地先	土砂	7 8 0 m ³
海津市帆引新田地内	土砂	2 7 0 m ³
羽島市西小藪地先	土砂	9, 9 8 0 m ³
海津市平田町勝賀地先	土砂	9 2 0 m ³
海津市平田町野寺地先	土砂	5, 0 0 0 m ³
海津市南濃町田鶴地内	土砂	2 0 0 m ³
海津市南濃町安江地先	土砂	1, 1 6 0 m ³
海津市南濃町羽沢地先	土砂	1 8, 0 0 0 m ³

(10) 通 信 施 設

① 地方行政無線（基地局、移動局）

② 防災行政無線（海津市内）

③ 電話連絡又は特使連絡

第 4 章 水 防 活 動

第 1 節 予報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報を持って代える。

(1) 大雨注意報

水防活動用気象注意報

(2) 大雨警報又は大雨特別警報

水防活動用気象警報

(3) 洪水注意報

水防活動用洪水注意報

(4) 洪水警報

水防活動用洪水警報

(5) 津波注意報

水防活動津波注意報

(6) 津波警報又は大津波警報

水防活動用津波警報

第2節 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

国土交通省の河川事務所と地方気象台が共同して発表するもの
揖斐川、長良川、木曽川

洪水予報発令基準地点

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	出動水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	解 除
木曽川	木曽成戸	4.4	5.8	6.4	8.7	8.9	8.95	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき
揖斐川	今 尾	4.3	6.0	6.9	8.1	8.7	9.04	
長良川	長良成戸	3.0	4.5	5.6	6.7	7.0	7.42	

(2) 氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報

知事が発表するもの
津屋川

名称	内容
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれのある水位

氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位(情報)周知河川)

河川名	区 域	延 長 (km)	避難判断水位 (特別警戒水位) 発表責任者	対象水位観測所					
				名称	位置	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)
津屋川	南濃町 津屋から福岡大橋まで	6.6	大垣土木事務所長	腰越谷樋門	海津市南濃町徳田	4.30	4.50	4.60	4.90

(3) 水防警報

ア 国土交通大臣が発表するもの

揖斐川、長良川、木曽川

水防警報発令基準地点

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	出動水位 (m)	計画高水位 (m)	解 除
揖斐川	今尾	4.30	6.00	6.90	9.04	氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき
	揖斐油島	3.30	4.00	4.80	6.94	
長良川	長良成戸	3.00	4.50	5.60	7.42	
	長良油島	3.30	4.00	4.80	6.52	
木曽川	木曽成戸	4.40	5.80	6.40	8.95	

イ 知事が発表するもの

津屋川

水防警報発令基準地点

河川名	区 域	延 長 (km)	対象水位観測所			
			名称	位置	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)
津屋川	南濃町津屋から 福岡大橋まで	6.6	腰越谷樋門	海津市南濃町 徳田	4.30	4.50

(4) 水防警報の段階と範囲

水防管理者は水防警報が発令された場合は次の方法による。

- | | | |
|------|-----|------------------------------------|
| 第1段階 | 準 備 | 水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。 |
| 第2段階 | 出 動 | 消防団員等の出動を通知するもの。 |
| 第3段階 | 解 除 | 水防活動の終了を通知するもの。 |
| 適 宜 | 情 報 | 水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。 |

(5) 水防警報の発令の時期（別表1）

- | | |
|-----|--|
| 準 備 | 対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関の状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。 |
| 出 動 | 水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。 |
| 解 除 | 水防活動の終了を通知するもの。
水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、警戒水位を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。 |

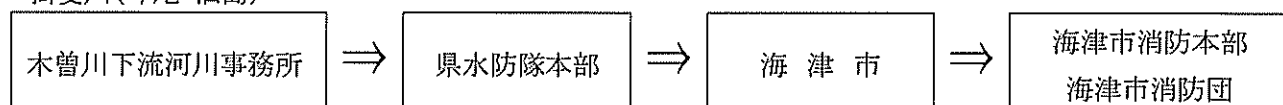
(6) 水位の通報

水位観測を行っている各分団に於いては次の区分に従い電話特使等最も敏速なる方法で本部（水防管理者）に通報するとともに増水並びに減水の状況をその都度又は適宜の時期に報告するものとする。

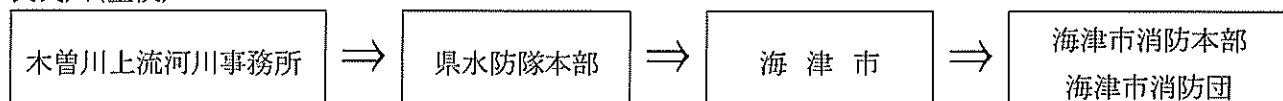
- ① 氾濫注意水位に達したとき、また同水位を下ったとき
- ② 最高水位に達したとき、また同水位を下ったとき
- ③ 最高水位
- ④ 水防本部は水位の昇降、滞水時間、最高水位等必要な事項を各分団及び一般住民に対し適宜周知する。

水防警報伝達系統図

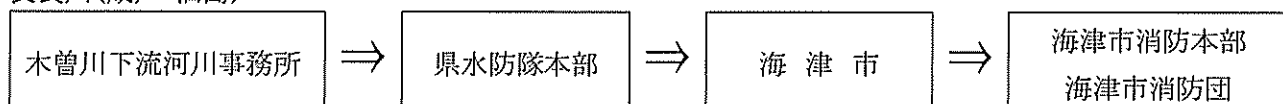
揖斐川(今尾・油島)



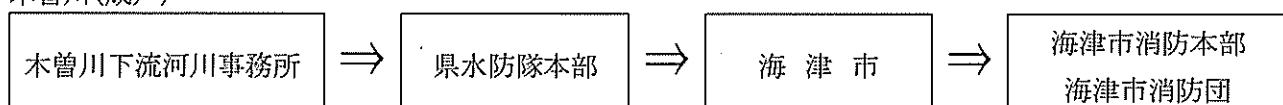
長良川(墨俣)



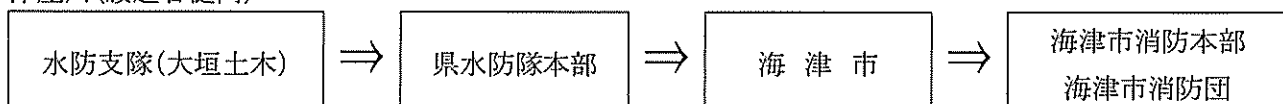
長良川(成戸・油島)



木曽川(成戸)



津屋川(腰越谷樋門)



水防費、買収費、建設費、維持費、管理費、その他、とあり、その

[illegible]

川	水防資料	第	号	年	月	日	時	分
校 長 印 土 木 事 務 所 長 発 表								
題 目	本文							
イ	時 分現在 の水位は _____ cm で { はんぽん定 水位 } に達し 時 分現在 の水位は _____ cm で { はんぽん定 水位 } を越え							
ロ	時 分現在 の水位は _____ cm で { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
ハ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
ニ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
ホ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
ヘ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
ト	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
チ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							
リ	{ 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ } { 急激に 水位に 引上げ }							

順序	番号	本文
	又	市町村 地方では 埋蔵法面が浸食な水溜り蓄化のため 溜水があるため はげしい溜水のため いぜんとして 溜水の泡それがあり 本流域である 流域が予測される 危険な状態が続いている
	ル	河川の水は一日一減水するも 減水することが増えうる
	ア	 本流域では の 水防の準備に入り まだじじく 引き継ぎ 今後の情報には注意し 水防団は出動し 数日に数度 十分警戒 水防に万全を期 水防作業を開始 水防作業を期
	ウ	本流域の水防要領を精査する
	カ	(イ〜フ以外の補足事項)

I. 記入要領

II. 通帳裏面

—の部分は名簿、勘定、数字を入れる。
使用法を○で囲む。

完結頁は始めに一年毎に読み、次に進んで読む。必ずすく引張して、2度重ねて置く。手帳裏には開始していないよりよいと考へることを、

三、

[illegible][illegible]

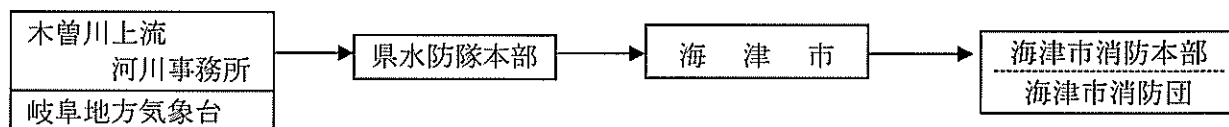
6) 洪水予報（別表2）

洪水予報の種類と基準

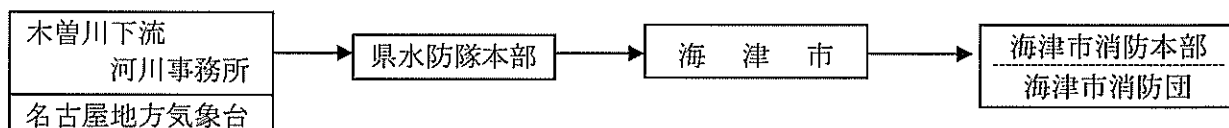
種類	基準	洪水予報の標題	発表する時期
洪水警報	破堤、氾濫等により重大な災害を生ずるおそれがあるとき。	氾濫発生情報 （レベル5）	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。
		氾濫危険情報 （レベル4）	氾濫危険水位に到達したとき。
		氾濫警戒情報 （レベル3）	基準地点の水位がはん濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位流量が氾濫注意水位流量を突破するおそれがあるとき。はん濫注意水位流量を超	氾濫注意情報 （レベル2）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		（発表しない） （レベル1）	水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解 除	洪水注意報の必要がなくなつたと認められるとき	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなつたと認められるとき。

洪水予報伝達系統図

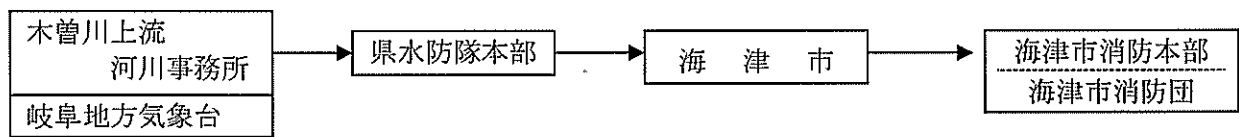
揖斐川中流



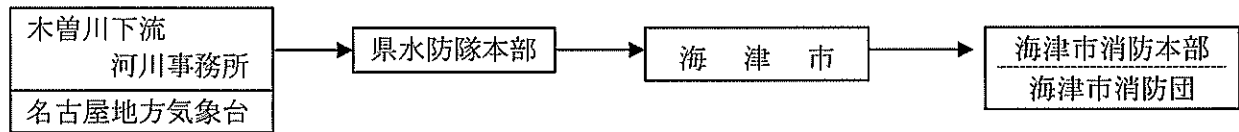
揖斐川下流



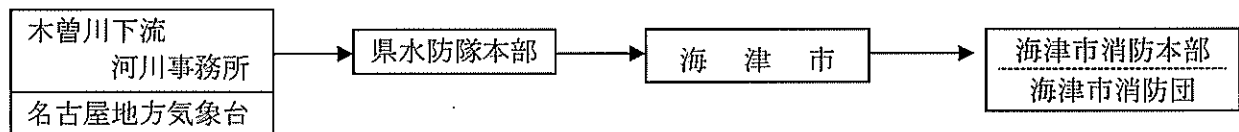
長良川中流



長良川下流



木曽川下流



別表2-1

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 木曽川上流河川 気象庁 岐阜地方気象台	機関名	機関名	機関名

揖斐川中流はん濫危険情報

揖斐川中流洪水予報第○号

洪水警報（発表）

平成○年○月○日○時○分

木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

揖斐川中流では、はん濫危険水位（レベル4）に到達 はん濫のおそれあり

（主 文）

揖斐川の岡島水位観測所（揖斐郡揖斐川町）では、○日○時○分頃に、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。川沿いの揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、安八郡神戸町、瑞穂市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。

（雨量）

流域	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量見込み
揖斐川中流域	○ミリ	5 ミリ

（水位）

大井川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
岡島 水位観測所 (揖斐郡揖斐川町)	○日○時○分の状況	4.10 -				
	○日○時○分の予測	4.30 -				
	○日○時○分の予測	4.00 -				
	○日○時○分の予測	3.40 -				
万石 水位観測所 (大垣市)	○日○時○分の状況	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				
山口 水位観測所 (本巣市)	○日○時○分の状況	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				
	○日○時○分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

(参考資料)

観測所名	岡島 水位観測所 揖斐郡揖斐川町	万石 水位観測所 大垣市	山口 水位観測所 本巣市
レベル4 はん濫危険水位※	4.10	6.40	3.90
レベル3 避難判断水位※	3.40	5.80	3.50
レベル2 はん濫注意水位	1.30	4.00	2.20
レベル1 水防団待機水位	0.50	2.50	1.40
受け持ち区間	左岸 揖斐川町、大野町、瑞穂市 右岸 揖斐川町、池田町、神戸町、瑞穂市	左岸 瑞穂市、楡之内町、養老町、安八町 右岸 大垣市、楡之内町、養老町	左岸 本巣市、瑞穂市 右岸 大野町
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	岐阜県大垣市-、 岐阜県海津市-、 岐阜県揖斐郡揖斐川町-、 岐阜県揖斐郡大野町-、 岐阜県揖斐郡池田町-、 岐阜県養老郡養老町-、 岐阜県安八郡神戸町-、 岐阜県安八郡楡之内町-、 岐阜県安八郡安八町-、 岐阜県瑞穂市-	岐阜県大垣市-、 岐阜県海津市-、 岐阜県養老郡養老町-、 岐阜県安八郡神戸町-、 岐阜県安八郡楡之内町-、 岐阜県安八郡安八町-、 岐阜県瑞穂市-	岐阜県安八郡神戸町-、 岐阜県安八郡安八町-、 岐阜県大垣市-、 岐阜県揖斐郡大野町-、 岐阜県瑞穂市-、 岐阜県本巣市-

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

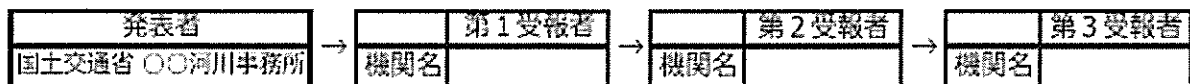
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 木曽川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235 (内線) 441

気象関係：気象庁 岐阜地方気象台 電話：058-271-4107



○○川はん濫警戒情報

平成○○年○○月○○日○時○○分
国土交通省 ○○河川事務所発表
(第○号)

【主文】

○○川の○○水位観測所(○○市)では、○日○時○○分にはん濫注意水位(3.70m)に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参考)

○○川の○○水位観測所(○○市)

(受け持ち区間は ○○川左岸：○○から○○、右岸：○○から○○)

はん濫危険水位 (相当換算水位)	6.20m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	5.00m	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
はん濫注意水位	3.70m	はん濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

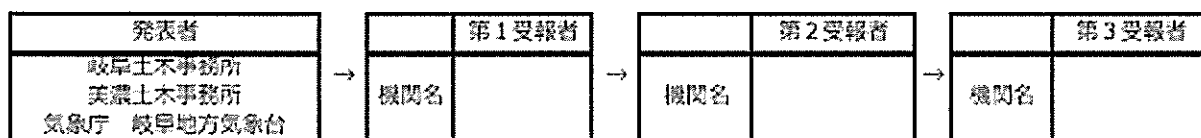
問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 災害対策室 電話： (内線)

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://l.river.go.jp/



正規

木曽川水系長良川上流はん濫注意情報

木曽川水系長良川上流洪水予報第〇号

洪水注意報（発表）

平成〇年〇月〇日〇時〇分

岐阜土木事務所・美濃土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

木曽川水系長良川上流では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

木曽川水系長良川上流の〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇日〇時〇分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量見込み
長良川上流域	〇ミリ	5 ミリ

（水位）

木曽川水系長良川上流の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
芥見 水位観測所 (岐阜市)	〇日〇時〇分の状況	4.10 -				
	〇日〇時〇分の予測	4.30 -				
	〇日〇時〇分の予測	4.00 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.40 -				
美濃 水位観測所 (美濃市)	〇日〇時〇分の状況	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				
	〇日〇時〇分の状況	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				
	〇日〇時〇分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位≠計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

（注意事項）

(参考資料)

観測所名	芥見 水位観測所	美濃 水位観測所	
	岐阜市	美濃市	
レベル4 はん濫危険水位※	5.80	4.70	
レベル3 避難判断水位※	5.10	4.10	
レベル2 はん濫注意水位	4.00	3.20	
レベル1 水防団待機水位	3.00	2.00	
受け持ち区間	長良川 左岸 岐阜市、関市 右岸 岐阜市、関市	長良川 左岸 美濃市、関市 右岸 美濃市、関市	
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	岐阜県岐阜市-、 岐阜県関市-	岐阜県美濃市-、 岐阜県関市-	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備等のはん濫の発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：岐阜土木事務所施設管理課河川砂防管理係 電話：058-214-9603

美濃土木事務所施設管理課施設管理係 電話：0575-33-4011（内線）306

気象関係：気象庁 岐阜地方気象台 電話：058-271-4107

川 第 報	観測所 岐阜県	氾濫危険情報 平成 年 月 日 時 分 土木事務所 発表
【主文】 時 分現在 観測所の水位は、 m cmで、 氾濫危険水位（特別警戒水位）もしくは下記地区の危険水位に達しました。 川沿いの堤防の無い、または堤防の低い個所などで氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村長からの避難情報に注意して下さい。		
（参考） 川 水位観測所 （〇〇市〇〇町） （受け持ち区間） ~ 避難判断水位 m 洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 氾濫危険水位 m 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位		

②災害時要配慮者等に対しては、避難が夜間になりそうな場合、日没前の避難を検討してください。

[illegible][illegible]

年 月 日 時 分

20

第3節 堤防の巡視

(1) 平常時の巡視

- ①管理者は、常に河川堤防、水防施設を巡視し、河川の危険箇所、河川、堤防の状況、水防施設、資器材の状況等を観察し、水害防止をはかるものとする。
- ②管理者は、水防上必要あると認めたときは、随時区域内の河川堤防を巡視し、異常を発見したときは必要な措置をこうじなければならない。

(2) 出水時の巡視

- ①危険箇所については、特に巡視の回数を増し、厳重なる警戒にあたるものとする。
- ②堤防巡視は、堤防の表法、天端、裏表を特に巡視の重点とし、次のことに注意するものとする。
 - (7) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (i) 天端の亀裂又は沈下
 - (ii) 堤防の越水状況
 - (i) 樋門の両そで又は底部からの漏水あるいは扉の閉り具合
 - (ii) 橋梁等が堤防にあたえる影響
- ③異常又は危険箇所を発見したときは、その状況を管理者に次の要領により速やかに連絡するものとする。また管理者は、必要ある場合は県関係機関に連絡するものとする。
 - (7) 発生場所、日時、原因、範囲、被害の程度
 - (i) 人畜その他の被害状況
 - (ii) 応援の要否（人員、資器材等）
 - (i) 現場までの道路状況（冠水、不通）
 - (ii) 臨機に行った措置
 - (ii) その他参考事項

第4節 水防作業

(1) 水防作業に対する工法は概ね次によるものとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ①堤防裏面が漏水するとき。 | 月の輪工 |
| ②堤腹が崩れかけるとき。 | 筵張工 |
| ③ " | シート張工 |
| ④ " | 法腹積土のう工 |
| ⑤堤防法崩れまたは亀裂等生じたとき。 | 杭打積土のう工 |
| ⑥樋門、樋管等破損したとき。 | 樋管防備工 |
| ⑦洪水により堤防が沈下又は越水のおそれがあるとき。 | 積土のう工 |

(2) 水防上の心得

- ①命令なしで部署を離れたり、勝手な行動をしてはならない。
- ②水防作業を行う際は、ヘルメットを着用する。
- ③作業中は私語をつつしむ。
- ④夜間など特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言語を発してはならない。
- ⑤命令、情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させないようにする。また消防団員の過労等を配慮し、最悪時にも最大の水防能力を発揮できるように留意すること。

(3) 応 援

①水防管理団体の応援

法第23条に基づき水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町村長に対して応援を求めること。

応援のため派遣される者は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行

動する。

②自衛隊の応援

水防管理者は、自衛隊法第83条第1項の規程により自衛隊の派遣要請を知事に依頼することができ、派遣要請の依頼の手続き等については、海津市地域防災計画の定めるところによる。

第5章 非常配備

第1節 職員の非常配備

- (1) 水防活動用の予報、警報が発せられたとき、常時勤務から水防体制への切替を确实迅速に行うとともに勤務員を適当に交代、休養させて、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため次の要領による非常配備を行う。

防災気象情報提供契約期間外の配備体制（4月1日～5月15日・11月16日～3月31日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘 要
準備体制	①海津市に次の注意報が発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報 ②その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市に次の警報が発表されたとき 大雨警報 洪水警報 ②その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設課・住宅都市計画課の一部職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警戒第二体制	①揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ③大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ④漏水等が発見された場合 ⑤数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑥強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑦その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、秘書広報課、企画財政課、農林振興課、商工観光課、建設課、住宅都市計画課、教育委員会の一部職員	災害警戒本部を設置 避難準備・高齢者等避難開始発令検討

警戒第三体制	①揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時 ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③異常な漏水等が発見された場合 ④その他市長がこの体制を命じたとき	総務部、消防本部、市民環境部、健康福祉部、産業経済部、建設水道部、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）	災害警戒本部を拡充 市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置 本部長は登庁し、指揮を執る。 避難勧告発令検討
非常体制	①揖斐川、長良川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越流が発生した場合 ④避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ⑤海津市に特別警報が発表された場合 ⑥災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑦災害救助法を適用する災害が発生したとき	全職員	災害対策本部を設置 避難指示（緊急）発令検討

防災気象情報提供契約期間内の警戒配備基準（5月16日から11月15日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘 要
準備体制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル1になったとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル2になったとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設課・住宅都市計画課の一部職員	災害情報集約室 市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警戒第二体制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル3になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時 ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ④大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合	総務課、消防本部、秘書広報課、企画財政課、農林振興課、商工観光課、建設課・住宅都市計画課、教育委員会の一部職員	災害警戒本部を設置 避難準備・高齢者等避難開始発令検討

	⑤漏水等が発見された場合 ⑥強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑦その他市長がこの体制を命じたとき		
警戒第三体制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル4になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ④異常な漏水等が発見された場合 ⑤その他市長がこの体制を命じたとき	総務部、消防本部、市民環境部、健康福祉部、産業経済部、建設水道部、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）	災害警戒本部を拡充 市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置 本部長は登庁し、指揮を執る。 避難勧告発令検討
非常体制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル5になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ③異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④決壊や越流が発生した場合 ⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ⑥海津市に特別警報が発表された場合 ⑦災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑧災害救助法を適用する災害が発生したとき	全職員	災害対策本部を設置 避難指示（緊急）発令検討

(2) 非常配備についたときは、直ちにその旨を管理者及び団長に連絡し、適切なる指示を受けるものとする。

(3) 非常配備についたときは、次の例示する資器材を点検するとともに、全力をあげて水防業務の遂行に努め、交替者との引継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。

・点検すべき資器材

トランジスターラジオ、電話機、無線機、予備電源、報知板、水防諸用紙

(4) 職員の留意事項

①職員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自主的に出勤しなければならない。

②職員は、自らの配備時期を常に確認しておくとともに、非常配備体制中は止むを得ない場合の外、外出を避け待機しなければならない。

(5) 執務時間外における連絡は次の要領による。

①関係機関より水防予警報等を受けた日直、宿直員は、直ちに管理者及び団長に電話等で召集するものとする。

②上記の解除通知を受けたときは、その旨水防本部に連絡するものとする。

第2節 消防団の非常配備

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合各消防団に対して出動準備をさせる。

揖斐川、長良川、木曽川、津屋川の水位がはん濫注意水位に達したとき又は消防団の出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は次の場合直ちに消防団に対して出動させ警戒配置につかせる。

- ① 揖斐川、長良川、木曽川、津屋川の水位が出動水位に達したとき又は消防団の出動の必要を認めたとき。
- ② 洪水等による災害が発生し堤防が危険な状況にある場合は自衛隊及び一般住民の応援を要請する。
- ③ 非常水防のため必要があるときは警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第3節 水 防 解 除

(1) 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になったときとする。

ただし、予報警報が解除になっても、水位が通報水位以下になるまでは非常配備を解除しない。

(2) 非常配備の解除は(1)のほか、水防管理者が命ずる。

(3) 水防管理者は非常配備が解除となった場合、消防団に対し水防解除の指示をするとともに一般住民にも速やかにその旨周知しなければならない。

第 6 章 水防信号及び標識

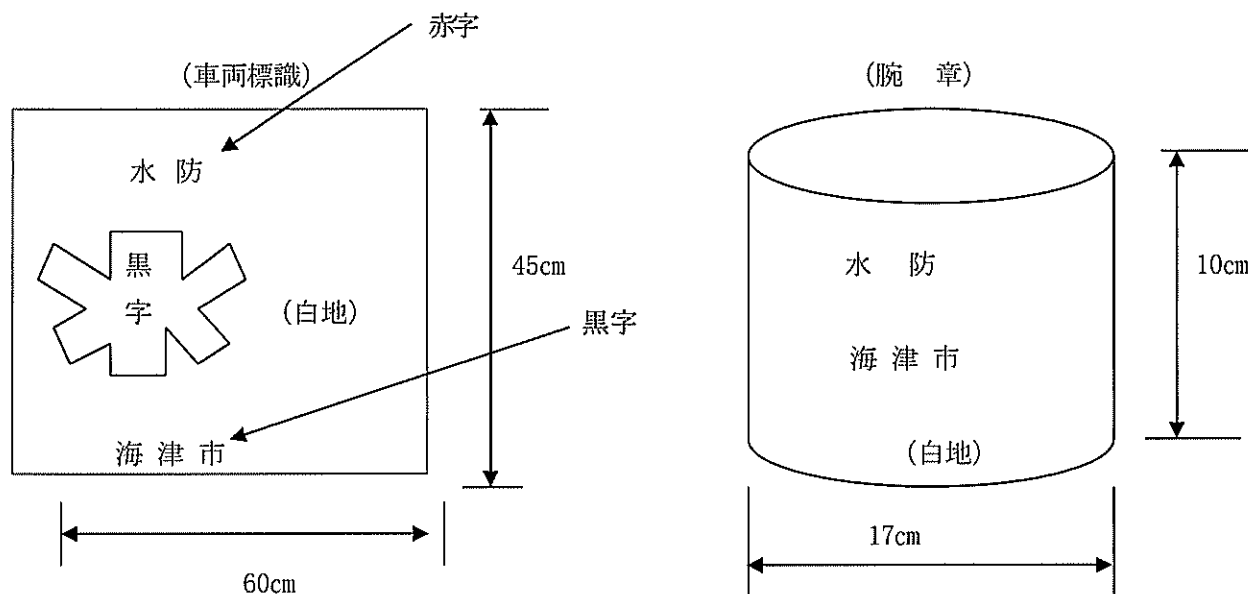
水防法第20条第1項の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

- ①第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- ②第2信号 消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③第3信号 海津市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ④第4信号 海津市内に居住する者が避難のため立退くべきことを知らせるもの

水防信号は次の方法によって発するものとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4. 地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

水防標識は次のとおりである。



第 7 章 公 用 負 担

(1) 法第 28 条の規定により水防のため必要あるときは水防管理者、消防団長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者は次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	第 号
身 分	
氏 名	
水 防 管 理 者	
右の者は 消 防 団 長 氏 名 の命に基づき〇〇の区域における水防法	
消防機関の長	
第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏 名 〇印	
又は消防団長	
消防機関の長	

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

〇 〇 〇 の 証				
負 担 者		住 所		
		氏 名		
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要
年 月 日				
命令者 氏 名 〇印				

(4) 損失補償

- (1) の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

第 8 章 輸 送

水防管理者は非常事態を予想し、あらかじめ車両借上の必要を認めたときは、その状況に応じて海津市内官公署の有する車両又は輸送業者等に依頼し、警備の万全をはかるものとする。

第 9 章 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者はその必要と認めた区域に対し無線通信、有線電話あるいはその他の方法により立退またはその準備を指示する。（法第 29 条）
ただし、水防管理者が指示する場合は区域内の警察署長にその旨を通知すること。
- (2) 水防管理者は、海津警察署長と協議の上、事前に立退計画を作成し必要な措置を構成し、水防本部長（知事）に報告する。
- (3) 海津市において避難する箇所は次のとおりとする。（別紙参考資料参照）
地域防災計画で指定してある避難場所で、かつ安全性が確認できる箇所

第 10 章 水防顛末報告

- (1) 各水防管理団体及び土木事務所で水防活動を実施したときに水防活動実施報告書を作成する。
- (2) 水防管理団体は、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後 4 日以内に所管土木事務所長あて 2 部提出する。

調査対象期間	① 1 月 1 日～5 月末日
	② 6 月 1 日～7 月末日
	③ 8 月 1 日～9 月末日
	④ 10 月 1 日～12 月末日

ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

- (3) 水防活動実施報告書による定例報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合は、別途異常気象等による特定の期間の水防実施状況について水防実施報告書により報告を求めることがある。（別表 3）
- (4) 各水防管理団体は、県土整備部長より、上記照会があった場合は、直ちに所管土木事務所長あて 2 部提出する。

水防活動実施報告書

水防管理団体等名 _____

自 年 月 日

作成責任者 _____ ○印

至 年 月 日

	水 防 活 動	使 用 資 材 費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

注1.「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2.「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

3.「主要紙材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

4.「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入すること。

水 防 実 施 報 告 書 水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成するもの。

作成責任者

印

水防管理団体名												指定・被指定の別						
水防実施等の台風名又は豪雨名												報 告 年 月 日		平成 年 月 日				
出水の概要		川 警戒水位 m 出水位 m 雨 量 mm										活動費	管理団体分		県 分		合 計	
水 防 実 施 箇 所		支 川 左・右岸 地先 m											主要資材		円		円	
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時											その他資材					
出動人員数		水防隊員 消防隊員 自衛隊員 その他 計 人 人 人 人 人											小 計					
													機 械 等 借 料					
												食 糧 費						
												出動手当等						
												そ の 他						
												合 計						
水防作業の 既況及工法		工法 箇所数 延長										功 労 省 の 氏名・年令・所属 功 績 概 要						
												破 堤 の 原 因 (破堤した場合)						
		種 類		堤防	道路	田	畑	家屋	一般公共施設	鉄道	人口							
効 果		m	m	m	m	戸	戸	ヶ所	人									
被 害																		
												水防活動に関する 自 己 批 判						

第 11 章 水 防 訓 練

管理者は水防法第35条の定めるところにより災害時における区域内住民の生命、身体及び財産の保護並びに防災体制の確立をはかるため、水防訓練（通報 動員 輸送 工法等）を年1回以上実施するものとする。

第 12 章 重 要 水 防 箇 所

堤防の破堤、河川からの溢水、氾らんにより人命、財産に重大な被害を及ぼす箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

(1) 直轄管理区間における重要水防箇所は、資料4のとおりである。

(2) 評定基準については、次のとおりである。

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流化能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築堤後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

<重点区間>

水防時、特に重点的に巡視すべき区間を設定し、消防団が出動したときに優先的に巡視・点検する区間・箇所。

対策工を実施したことにより重要箇所でなくなった場合でも消防団で特に巡視・点検が必要であると考えられる箇所。

<重要水防箇所の解説>

1. 重要水防箇所（区間）の構成

重要水防箇所は、重要区間、要注意区間、重点区間の3区間で構成されている。

(1) 重要区間は、堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衡・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をA又はBランクとしている。

Aランク：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間

Bランク：水防上（監視又は巡視する）重要な区間

(2) 要注意区間は、洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後3年間）、破堤・旧川跡等を計上している。

(3) 重点区間は、重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。

なお、重点区間は、河川延長の1割程度を目安とし、消防団の分団ごとに設置することを基準とする。



非常用備蓄資材名倉庫別明細表

平成25年1月31日現在

倉庫名	6m丸太		5m丸太		4m丸太		3m丸太		2m丸太		1.5m丸太		1m丸太		0.5m丸太		P.P.土のう袋		麻袋		ブルーシート		かます		依		縄		竹		綱杭		スコップ		たこ縄		掛矢		ハンマー		鉄線		メグリ通		カマ		のこぎり		まさかり		なた		ベンチ		石炭		クリップ		シノ		ロープ		梯子		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.5m丸太		1.	
-----	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	--------	--	------	--	--------	--	----------	--	----	--	--------	--	-----	--	---	--	---	--	---	--	----	--	------	--	-----	--	----	--	------	--	----	--	------	--	----	--	------	--	------	--	----	--	-----	--	----	--	------	--	----	--	-----	--	----	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	----	--



資料 1 - 2

大樽堤締切板倉庫明細表

倉庫名	位置	木製H型支柱	鉄製H型支柱	木製 ┌ 型矢板	木製 ┐ 型矢板	木製 □ 型矢板	鉄製平板矢板	木製添木
仏師川	仏師川	4		1 1	1 8			5 2
三郷	三郷	2		6	4			2 8
須賀	須賀		4	3 0	1 2			1 0
須賀	須賀		3	2	1	3 0		
勝賀	勝賀		4				3 0	
計		6	1 1	4 9	3 5	3 0	3 0	9 0

資料 2

樋管・樋門および陸開の所在地明細表

河川名	所在地	種類	構造	管理者（委託先）
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江樋門	5.5×4.5×2 マイターゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 太田	山崎南谷 樋管	3.0×3.5×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 羽沢	津屋川 水門	24.5×10.5×3 24.5×4.56×1	国土交通省（海津市）
大江川	海津市海津町 万寿新田	福江樋門	3.5×2.8×2	国土交通省
大江川	海津市海津町 万寿新田	中江 連絡樋門	3.5×3.1×3	国土交通省
中江川	海津市海津町 七右エ門新田	帆引樋門	3.5×2.5×2	国土交通省
長良川	海津市平田町 勝賀	勝賀樋門	1.6×1.6	農林水産省 （高須輪中土地改良区）
長良川	海津市海津町 瀬古	新大江用水 樋門	2.5×2.5	農林水産省 （高須輪中土地改良区）
長良川	海津市海津町 森下	森下排水機 樋管	1.7×2.9×1	高須輪中土地改良区
津屋川	海津市南濃町 徳田	腰越谷 樋門	2.6×2.7×2 ローラーゲート	岐阜県（海津市）
揖斐川	海津市海津町 油島	福江排水機 樋管	3.0×2.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江排水機 樋管	2.2×2.2×1	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江樋門	5.5×4.5×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市海津町 万寿新田	中江排水機 樋門	3.0×4.0×1 3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 帆引新田	帆引新田 排水機樋管	φ1.2 フラップゲート	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 帆引新田	中江帆引 樋門	3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区

河川名	所在地	種類	構造	管理者（委託先）
揖斐川	海津市平田町 脇野	脇野排水機 樋管	3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市平田町 脇野	中江用水 取水樋管	1.9×2.1×1 スルスゲート	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市南濃町 太田	小屋川樋管	φ1.1 フリップゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 安江	安江排水 樋管	φ0.8 フリップゲート	海津市
揖斐川	海津市南濃町 安江	石津樋管	φ0.6 フリップゲート	海津市
揖斐川	海津市南濃町 山崎	河原崎排水 樋管	0.8×2.0×1 スルス	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 山崎	山崎揚排水 機樋管	1.1×2.2×1 0.8×2.2×1	山崎揚排水機組合
揖斐川	海津市南濃町 上野河戸	上野河戸 排水樋管	1.8×2.5×1 スルス、ウイング	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 上野河戸	岡谷第2 排水樋管	2.1×2.2×2 スルス、ローラー	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 上野河戸	岡谷第1 排水樋管	3.3×2.3×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 太田	太田陸閘 1号	1.70×1.50 角落	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 太田	太田陸閘 2号	1.70×1.50 角落	国土交通省（海津市）

資料 3

水 防 関 係 機 関 電 話 番 号 表

官 署 名	電 話 番 号	備 考
県水防隊本部	(058) 271-7683	
〃	(058) 272-1111	
大垣土木事務所	(0584) 73-1111	
国土交通省中部地方整備局	(052) 962-6311	
〃 木曽川上流河川事務所	(058) 251-1321	
〃 木曽川下流河川事務所	(0594) 24-5715	
〃 海津出張所	(0584) 53-0483	
〃 南濃出張所	(0584) 56-1136	
岐阜地方気象台	(058) 271-4107	
中部電力(株)大垣営業所	0120-985-920	
高須輪中土地改良区	(0584) 53-0003	
西濃振興局	(0584) 73-1111	
県警海津警察署	(0584) 53-0110	
平田町警部補交番	(0584) 66-2002	
南濃町警部補交番	(0584) 55-0002	
海西駐在所	(0584) 67-3007	
東江駐在所	(0584) 53-1864	
大江駐在所	(0584) 54-5890	
今尾小学校	(0584) 66-2137	
海西小学校	(0584) 67-3101	
吉里小学校	(0584) 53-2703	
東江小学校	(0584) 53-0211	
大江小学校	(0584) 54-5222	
西江小学校	(0584) 54-5051	
高須小学校	(0584) 53-0059	

官 署 名	電 話 番 号	備 考
下多度小学校	(0584) 57-2019	
城山小学校	(0584) 55-0017	
石津小学校	(0584) 56-1047	
日新中学校	(0584) 53-0040	
平田中学校	(0584) 66-2463	
南濃中学校	(0584) 56-1038	
城南中学校	(0584) 55-0039	
海津明誠高校	(0584) 53-1155	
横山ダム管理所	(0585) 52-2211	
丸山ダム管理所	(0577) 43-1108	
徳山ダム管理所	(0585) 52-2910	
自衛隊岐阜地方連絡部	(058) 232-3127	
海津市消防本部	(0584) 53-0119	
海津市消防署南濃分署	(0584) 59-0119	
海津市消防署平田分署	(0584) 65-0119	



直轄河川重要水防箇所河川別調書＜重点区間＞

	河川名	種 別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
1	長良川	堤防高 漏水	右	13. 8K+175 から 14. 0K+160	海津市海津町油島	380	
2	長良川	堤防高	右	18. 2k から 18. 4k	海津市海津町	200	
3	長良川	堤防高 漏水	右	22. 8K から 23. 4K+100	海津市海津町秋江	770	
4	長良川	堤防高 漏水	右	26. 4K から 26. 4K+180	羽島市桑原町西小藪	180	
5	長良川	堤防高 漏水 旧川跡	右	29. 4k から 29. 8K+100	海津市平田町勝賀	440	
6	揖斐川	堤防高 堤防断面	左	16. 8k から 17. 4k	海津市海津町安田	600	
7	揖斐川	堤防高 堤防断面 漏水	左	18. 8K+130 から 19. 0k+118	海津市海津町安田	190	
8	揖斐川	堤防高 堤防断面 漏水	左	20. 6k+79 から 20. 8k+69	海津市海津町稲山	190	
9	揖斐川	堤防高 堤防断面 漏水	左	21. 6k+50 から 21. 6k+130	海津市海津町稲山	80	
10	揖斐川	堤防高 堤防断面 漏水	左	24. 0k+154 から 24. 8k+12	海津市海津町福岡	520	
11	揖斐川	堤防断面 漏水 陸開	右	18. 8K+130 ～ 19. 4K+20	海津市南濃町太田 海津市南濃町安江	550	
12	揖斐川	堤防高 堤防断面	右	19. 8K+100 から 20. 0k+100	海津市南濃町安江	200	

直轄河川重要水防箇所河川別調書＜工作物以外＞

(重要度 B)

	河川名	種 別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
1	木曽川	堤防断面	右	19. 0k から 24. 4k	海津市海津町日原 海津市海津町成戸	5, 360	断面不足 (中堤)
2	木曽川	堤防高	右	22. 2k から 24. 2k	海津市海津町大和田 海津市海津町成戸	1, 540	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
3	長良川	堤防断面	右	12. 4K+98 から 13. 6K+162	海津市海津町油島	1, 280	断面不足 (中堤)

直轄河川重要水防箇所河川別調書<工作物以外>

(重要度 B)

	河川名	種 別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
4	長良川	堤防高	右	12. 4K+98 から 13. 8K	海津市海津町油島	1, 420	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
5	長良川	堤防高	右	13. 8K から 17. 2k	海津市海津町油島 海津市海津町古中島	3, 300	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
6	長良川	堤防高	右	17. 4k から 25. 8k	海津市海津町古中島 海津市海津町瀬古	8, 350	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
7	長良川	堤防高	右	25. 8k から 27. 2k+80	羽島市西小薮	1, 640	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
8	長良川	堤防高	右	27. 2k+80 から 30. 2k	海津市平田町幡長 海津市海津町勝賀	2, 690	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
9	揖斐川	堤防断面	左	13. 8K から 25. 0k+19	海津市海津町油島 海津市平田町脇野	11, 340	断面不足
10	揖斐川	堤防高	左	15. 8k から 25. 0k+19	海津市海津町万寿新田 海津市平田町脇野	9, 190	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
11	揖斐川	漏水	左	18. 8K+130 から 19. 0K+118	海津市海津町安田	190	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
12	揖斐川	漏水	左	19. 6K から 19. 8K+60	海津市海津町安田新田	260	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
13	揖斐川	漏水	左	20. 2K+90 から 20. 4K+154	海津市海津町宮地 海津市海津町本阿弥新田	260	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
14	揖斐川	漏水	左	20. 6K+79 から 20. 8K+69	海津市海津町稲山	190	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
15	揖斐川	漏水	左	21. 0K+170 から 21. 4K+130	海津市海津町稲山	370	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
16	揖斐川	漏水	左	21. 6K+50 から 21. 6K+130	海津市海津町稲山	80	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
17	揖斐川	漏水	左	24. 0K+154 から 24. 8K+12	海津市海津町福岡	520	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
18	揖斐川	漏水	左	24. 8K+37 から 25. 0k+140	海津市平田町脇野	250	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
19	揖斐川	堤防断面	右	16. 6k+40 から 16. 8k+20	海津市南濃町田鶴 海津市南濃町田鶴	180	断面不足
20	揖斐川	堤防断面	右	17. 6k+124 から 24. 4k	海津市南濃町田鶴 海津市海津町福岡	6, 640	断面不足
21	揖斐川	堤防高	右	18. 2k+82 から 18. 6k	海津市南濃町田鶴 海津市南濃町太田	350	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)

直轄河川重要水防箇所河川別調書<工作物以外>

(重要度 B)

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
22	揖斐川	堤防断面	左	26.8k から 31.2k	海津市平田町今尾 安八郡輪之内町塩喰	4,400	断面不足

直轄河川重要水防箇所河川別調書<要注意箇所>

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
1	長良川	漏水	右	13.8K+175 から 14.0K+160	海津市海津町油島	380	旧川・破堤跡以外 履歴有(対策済) (月の輪工)
2	長良川	漏水	右	22.8K から 23.4K+100	海津市海津町秋江	770	旧川・破堤跡以外 履歴有(対策済) (月の輪工)
3	長良川	漏水	右	26.4K から 26.4K+180	羽島市桑原町西小藪	180	旧川・破堤跡以外 履歴有(対策済) (月の輪工)
4	長良川	漏水	右	29.6K から 29.8K+100	海津市平田町勝賀	240	旧川・破堤跡 履歴有(対策済) (月の輪工)
5	長良川	旧川跡	右	20.8k-30 から 21.8k+70	海津市海津町長瀬 海津市海津町大和田	1,110	三川分流工事で締切
6	長良川	旧川跡	右	25.2k-10 から 26.0k-110	海津市海津町瀬古 羽島市桑原町西小藪	810	三川分流工事で締切
7	長良川	旧川跡	右	27.0k から 27.8k	羽島市桑原町西小藪 海津市平田町幡長	820	三川分流工事で締切
8	長良川	旧川跡	右	29.8k+50 から 30.2k	海津市平田町勝賀	370	三川分流工事で締切
9	揖斐川	新堤防	左	25.0k+140 から 25.8+20	海津市平田町脇野 海津市平田町土倉	680	平成24年度 揖斐川福岡築堤工 平成24年度 揖斐川西小島築堤工事 H25.3完成
10	揖斐川	新堤防	左	25.0k+19 から 26.2k+22	海津市平田町脇野 海津市平田町今尾	1,340	H25揖斐川今尾築堤工事 H25揖斐川土倉築堤工事 H25揖斐川脇野築堤工事 H26.2完成
11	揖斐川	新堤防	左	26.4k+90 から 26.6k+180	海津市平田町今尾	290	平成24年度 揖斐川福岡築堤工事 H25.3完成
12	揖斐川	新堤防	右	16.8k+120 から 17.4k+160	海津市南濃町田鶴	570	H22揖斐川田鶴築堤工事 H23揖斐川田鶴築堤工事 H24.3・H24.5・H25.2 完成
13	揖斐川	新堤防	右	17.4k+158 から 17.6k+124	海津市南濃町田鶴	160	H25揖斐川田鶴築堤工事 H26.3完成
14	揖斐川	新堤防	右	17.6k+120 から 17.8k+90	海津市南濃町田鶴	180	H24揖斐川田鶴築堤工事 H25.3完成

直轄河川重要水防箇所河川別調書＜要注意箇所＞

	河川名	種 別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
15	揖斐川	新堤防	右	17.8k+90 から 18.2k+82	海津市南濃町田鶴	540	H25揖斐川田鶴護岸工事 H26.2完成
16	揖斐川	新堤防	右	16.8k+20 から 17.2k+51	海津市南濃町田鶴	770	H21揖斐川田鶴築堤護岸工事 新堤（嵩上げ） H22.7完成
17	揖斐川	旧川跡	左	26.6k から 26.8k+70m	海津市平田町今尾	270	

県管理河川重要水防箇所河川別調書＜要注意箇所＞

	河川名	種 別	左右 岸の 区分	地先名等	延長	摘要 (水防工法)
①	山除川	堤防断面 不足	左	海津市南濃町境（山橋から下流）	260	(月の輪工) (積土のう工)
②	津屋川	堤防断面 不足・漏 水	左	海津市南濃町戸田	1,200	(月の輪工) (積土のう工)
③	津屋川	堤防断面 不足・漏 水	左	海津市南濃町志津から津屋	1,900	(月の輪工) (積土のう工)

(注) 摘要の水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。